

認可保育園等保育施設入所に係る同意書

令和9年度保育施設入所案内をすべて確認し、下記の内容に同意します。

申請保護者確認・署名欄:

※教育・保育給付認定・変更申請書に記載する申請保護者の名前をご署名ください。

●新規入園・転園を希望される方は必ずお読みください

- ・保育所によって方針や上乗せ徴収額などが異なります。書類を提出いただく前に、見学や資料などで必ずご確認ください。
- ・第1～第3希望以外の保育所にご案内する場合がございます。その場合も必ず上記の情報をご確認いただいた上で入所決定の希望を出してください。また辞退されますと、次回以降の審査対象者となりますのでご了承ください。

【入所について】

- ・ 保育所は保護者が就労等により、保育が必要な場合に保護者に代わって保育をする施設です。仕事が休み等で保育を必要としない場合は、原則家庭での保育となります。
- ・ 子どもが保育所の環境に慣れるまで『慣らし保育』を行います。入所後1～2週間程度で少しずつ保育時間を延ばしていきます。(子どもにより個人差があります。)
- ・ 保護者が保育施設の職員又は他の利用者に対して、暴言など信頼関係を失う様な行為を行った場合、退所していただく場合がございます。
- ・ 入所者は全員、入所月初日から在籍(認定)として保育料を算定いたします。申請時点で富谷市以外に住民票がある方については入所月初日に富谷市への転入手続き(富谷市への転入異動日が入所月初日になることが条件となります。)をしてください。手続きが難しい場合は、次回以降の審査対象者となります。
- ・ 保育認定の認定開始日(入所日)は入所月初日となります。
- ・ 保育料の算定にもかかわる為、申請書類提出後の認定開始日の変更は出来かねます。
- ・ 戸籍上離婚の手続きをされていない場合は、別居していてもご両親の書類を揃えてご提出いただきます。
- ・ 育児休暇中に入所した場合は、入所後2ヶ月以内に仕事を復帰しなければ退所となります。
- ・ 求職活動による入所は、入所または退職後2ヶ月以内に就労をしていただきます。2ヶ月以内に就労証明書等の提出が確認できない場合は退所となります。
- ・ 富谷市外に転出された場合は、原則転出月の末で退所となります。転出後も引き続き入所を継続されたい方は、転出先市町村にて申請が必要となりますので転出日の2ヶ月前には富谷市までご相談ください。なお、審査結果によっては継続入所が出来かねる場合もございますのでご了承ください。また、転入先ですぐに保育・教育施設へ入所される場合は、転出日で退所となりますのでご注意ください。
- ・ 保育料(食材料費も含む)に滞納がある世帯については、保育料納付者との公平性を著しく欠くこととなるため、継続入所の可否を検討させていただきます。
- ・ 保育料算定で所得等情報が必要となりますので必ず所得申告の手続きを行ってください。(育児休暇等で所得がない方も申告する必要がある場合がございます。)

裏面もご確認ください

【年度途中随時入所について】

- ・ 入所が可能となった場合は、入所月の前月末までに必ず面接を実施いたします。入所月の前月末までの面接が難しい場合は、次回以降の審査対象者となります。
- ・ 翌年度審査の関係から12月以降入所された方の入所期間は最長で入所年度末までとなり、翌年度において施設入所は継続されません。翌年度も施設の入所を希望される場合は、翌年度当初入所申請にも申請いただきますようお願いいたします。ただし、この申請は入所を必ず継続するものではなく、翌年度当初入所における新規申請となりますので審査の結果、12月以降に入所した施設とは違う保育施設をご案内させていただく場合や、保育施設がご案内できず入所保留となる場合がございます。

【区分認定の審査等のための調査について】

- ・ 区分認定の審査及び公定価格の加算の判定等にあつて、児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障がい者自立支援給付関係情報について官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提出を求めることがありますのでご了承ください。

【入所審査について】

- ・ 入所申請書類は、期日までに必ずご提出ください。期日に間に合わなかった場合や書類に不足がある場合は、次回以降の審査対象者となります。
- ・ 申請書に添付していただく就労証明書は富谷市の様式をご使用ください。お勤め先の会社等の独自様式の就労証明書を添付された場合は受理出来かねます。
- ・ 第1～第3希望以外の保育所にご案内する場合でも、入所決定通知書または意向確認通知書を送付いたします。入所を希望しない場合は辞退することが可能です。
- ・ 入所決定に際し、入所選考基準による指数が同点の場合は所得の低い世帯が優先となります。
- ・ 入所審査及び保育料算定に際し、入所申込児童の世帯構成者の所得状況及び世帯構成を調査する場合がありますのでご了承ください。(入所審査・保育料算定以外の用途には使用いたしません。)
- ・ 入所決定は申込順ではなく、保育が必要な程度の高い順に行いますので入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。
- ・ 就労証明書や市町村民税課税(非課税)証明書については、トラブル防止のため提出後の写しの提供は一切出来かねます。また、窓口にて書類の写しをとることもお断りさせていただきますので、写しが必要な場合は事前にご準備いただきますようお願いいたします。
- ・ 保育が必要な状況を証明する書類については記載日と提出日が2か月以内のものが有効となります。(例 8月25日に記載された証明書の場合⇒10月25日まで有効)

【家庭状況等の変更について】

下記事項の変更がある際は保育所へ申し出が必要になります。保育所の指示に従い、必要書類をご提出ください。

- ① 保育の必要事由に変更があった場合(例 就労していたが退職した場合など)
- ② 保護者が結婚・離婚した場合
- ③ 住所に変更がある場合(同居家族に変更があった場合も必要となります。)
- ④ 児童が新たに障がい者手帳または療育手帳を取得した場合
- ⑤ 児童が新たに特別児童扶養手当を受給する場合